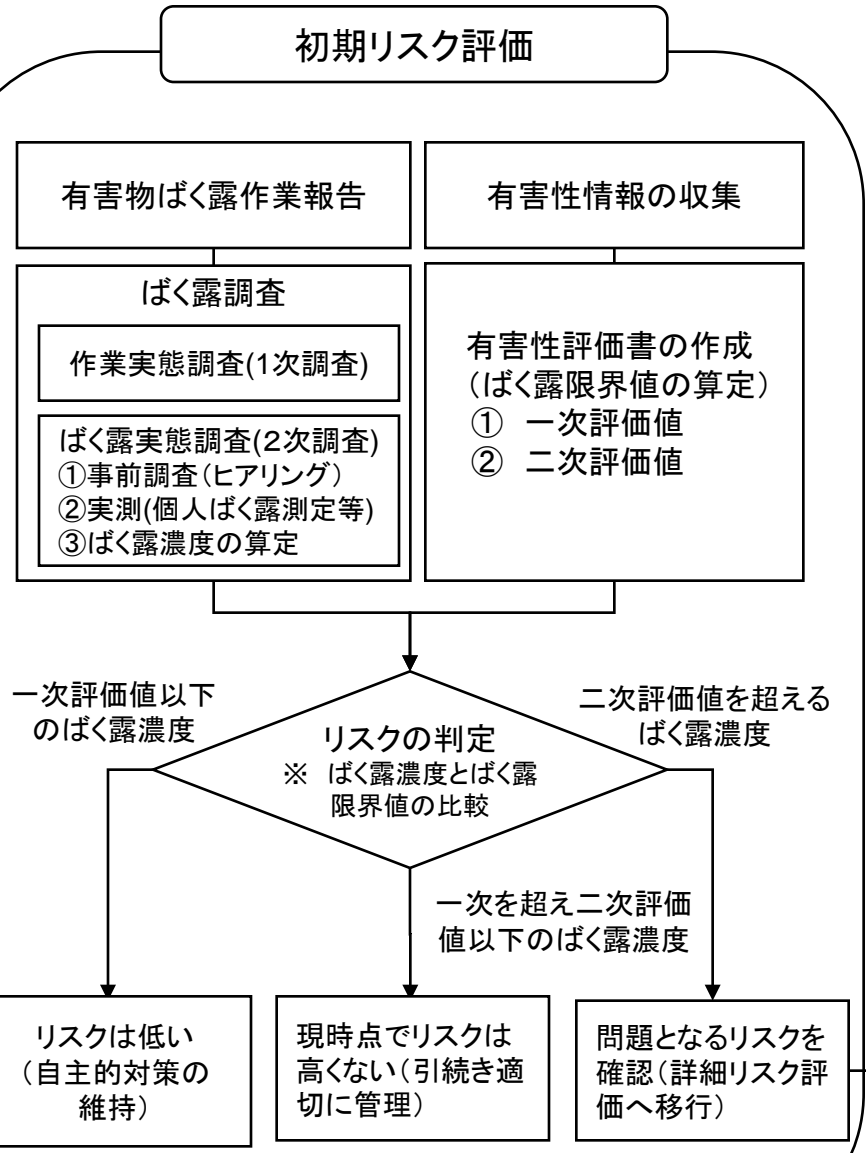


○ 付属資料一覧

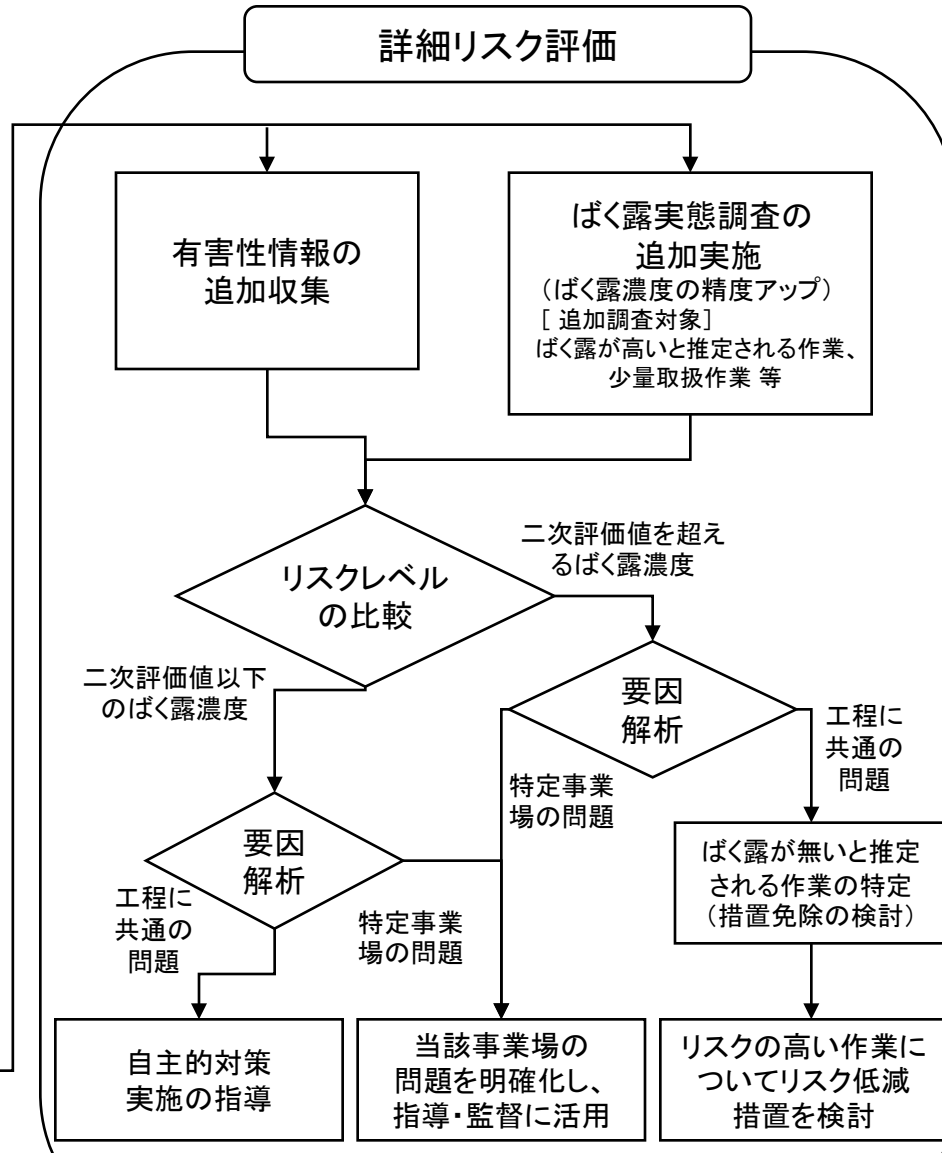
- 付属1 リスク評価（2段階評価）のスキーム
- 付属2 労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン
- 付属3 ばく露推定モデル一覧

付属1 リスク評価(2段階評価)のスキーム

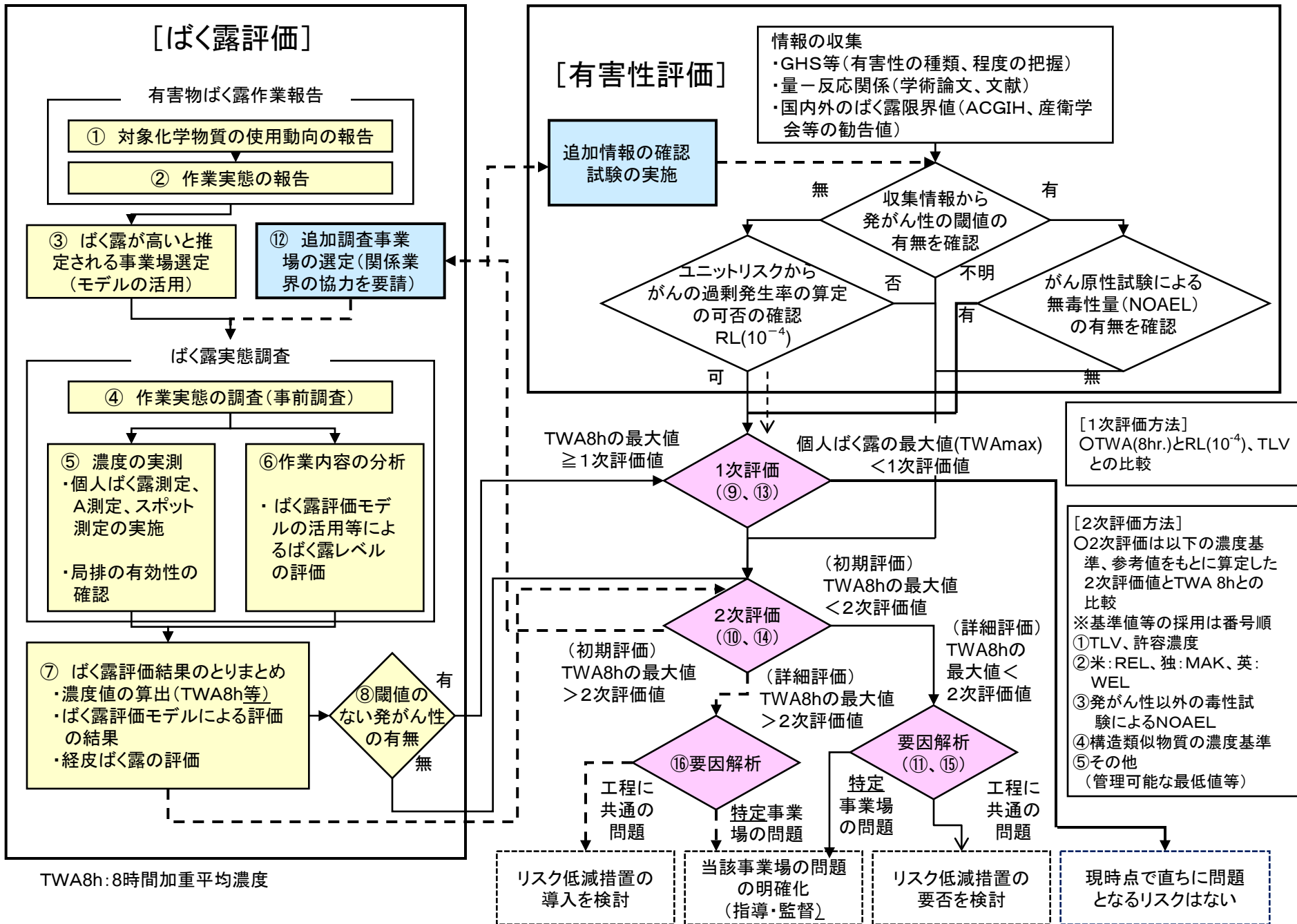
初期リスク評価



詳細リスク評価



新たなリスク評価のフロー図



付属 2

労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン

2009 年 12 月

化学物質のリスク評価検討会

目次

第1	初期リスク評価	
1	ばく露評価の方法の概要	1
2	ばく露評価の具体的手順	2
(1)	ばく露データの収集・整理	
ア	既存文献・関係業界団体等からの情報	
イ	有害物ばく露作業報告	
(2)	ばく露調査	3
ア	作業実態調査（1次調査）	4
イ	ばく露実態調査（2次調査）	9
	（ア）調査対象事業場の選定方法	
	（イ）ばく露実態調査（2次調査）の内容	
	（ウ）測定・分析方法の精度要件	
	（エ）実測されなかった作業のばく露濃度の推定	
	（オ）調査実施上の留意事項：	
(3)	ばく露評価	21
ア	ばく露プロフィールの作成	
イ	時間加重平均濃度（TWA）の算出	
ウ	経皮ばく露量の推定	
エ	発がん性がみられる物質の評価方針の確認	
(4)	リスク評価	25
ア	一次評価	
イ	二次評価	
ウ	要因解析	
第2	詳細リスク評価	
1	ばく露評価の方法の概要	28
2	ばく露評価の具体的手順	
(1)	ばく露調査	28
ア	調査対象事業場の選定方法	
イ	ばく露実態調査の内容	
(2)	ばく露評価	29
ア	ばく露作業プロフィールの作成	
イ	TWA 8hの算出	
ウ	経皮ばく露量の推定	
(3)	リスク評価	32
ア	リスク評価の手順	
イ	要因解析	
別紙1	有害物ばく露作業報告書様式	34
別紙2	コントロール・バンディング入力様式（仮訳）	36
別紙3	乱数表	38
参考	リスク評価のフロー図	39

労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン

本ガイドラインは、有害物による労働者の健康障害を防止するために国が実施するリスク評価のうち、ばく露調査及びこれを踏まえたばく露評価の手順を明確化する目的で定めるものである。

国によるリスク評価は、対象化学物質の現状でのリスクの有無を判定する初期リスク評価及び当該評価において問題となるリスクが確認された場合に行う詳細リスク評価から構成されるが、本ガイドラインは、その両者に係るばく露評価の手順を明確化するものである。

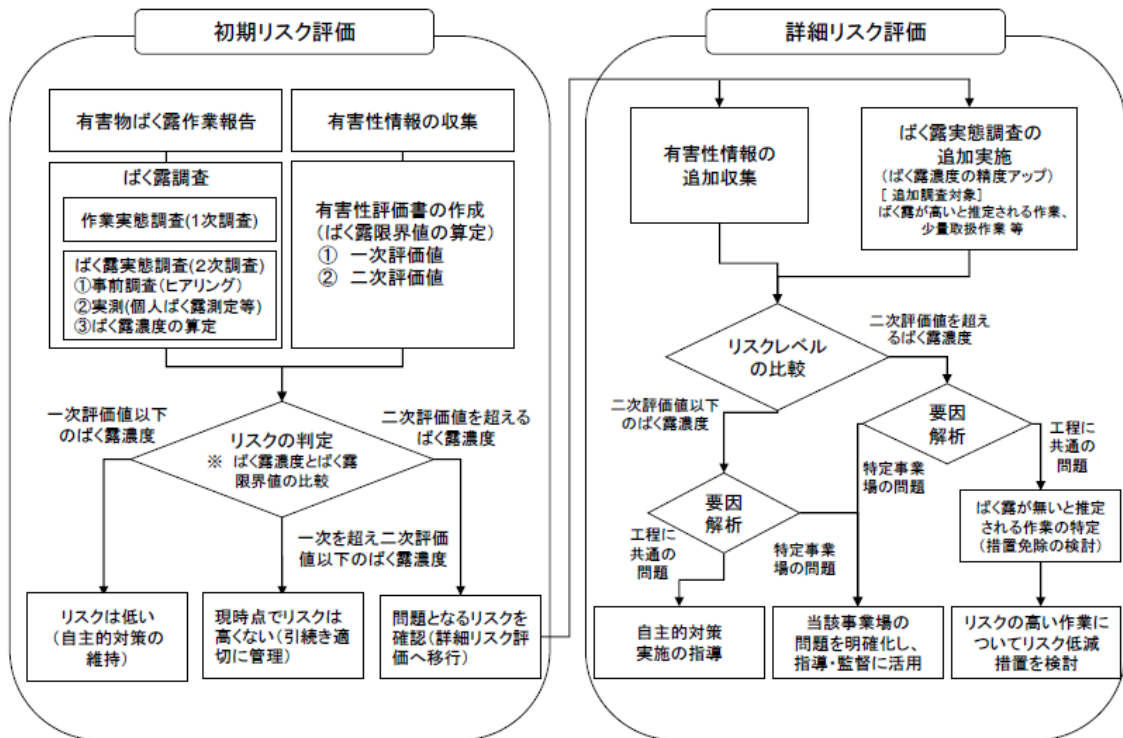


図1 リスク評価(2段階評価)のスキーム

第1 初期リスク評価

1 ばく露評価の方法の概要

国による有害物質のばく露評価は平成18年度から開始されているが、ばく露調査の初期リスク評価については、これまで実施している手順を基本として実施することとし、その手順の概要は以下に示すとおりである。

最初に、労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づく「有害物ばく露作業報告」から労働者の当該化学物質へのばく露の程度やその広がりを推定する。

これを踏まえ、有害物ばく露作業報告(以下「ばく露報告」という。)により特定された事業場を対象として、ばく露調査を実施する。当該調査においては、高いばく露が推定される作業及び作業者を対象として作業実態に係る調査、個人ばく露測定、作業環境測定等を実施し、この結果を基にばく露評価を行うこととする。



図2 ばく露評価の手順

2 ばく露評価の具体的手順

(1) ばく露データの収集・整理

ばく露評価を実施するに当たっては、国の統計、既存文献、関係業界団体等からの情報、ばく露報告によるデータ、その他から情報収集を行い、ばく露評価のための基礎資料を収集する。具体的な手順は以下に示すとおりである。

ア 既存文献・関係業界団体等からの情報

収集すべき情報としては、以下のものが挙げられる。

国の統計：「化学物質の製造・輸入に関する実態調査」（経済産業省）ほか
 既存文献：化学業界関係出版社情報誌 ほか
 関係業界団体：（社）日本化学工業協会、化成品工業協会 ほか

イ 有害物ばく露作業報告

ばく露報告については、各事業場における対象物質の製造・取扱い動向の報告を求めることとする。具体的には、対象物質について以下の要領でばく露報告を求めることとする。また、ばく露報告は電子入力可能なシステムを採用するものとする。

リスク評価の実施に当たっては、ばく露報告から得られるデータを活用する。

(ア) 報告対象期間及び報告のスケジュール：

ばく露報告については、各事業場における製造・取扱いの動向を把握するため、3～5年程度継続して報告を求めることとする。ばく露報告のスケジュールは、以下のとおりとする。

なお、リスク評価については、製造・取扱いに大きな変動が見られない物質や、緊急にリスク評価をすべき物質等があることから、最終年の報告を待つことなく、リスク評価を行う必要があると認めるときは、直ちに行うものとする。

[報告スケジュール]

対象物質の公表：報告提出年（ Y_1 ）の前々年（ Y_{-1} ）の第4四半期（10～12月）

報告対象期間：報告提出年の前年（ Y_0 ）1年間

報告期間： Y_1 の第1四半期（1～3月）